

名古屋都市計画地区計画の変更新旧対照表

新				旧			
名古屋都市計画地区計画の変更（豊山町決定）				名古屋都市計画地区計画の決定（豊山町決定）			
都市計画名古屋空港周辺林先地区計画を次のように変更する。				都市計画名古屋空港周辺林先地区計画を次のように決定する。			
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p><u>次に掲げる建築物は建築してはならない。</u></p> <p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>4 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に該当するものを除く。）</p> <p>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に該当する営業の用途に供するもの</p>	地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p><u>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</u></p> <p>1 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店</p> <p>2 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>3 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>4 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>5 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>6 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>7 劇場、映画館</p> <p>8 事務所</p> <p>9 診療所</p> <p>10 専修学校及び各種学校その他これらに類するもの</p> <p>11 作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場</p> <p>12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に該当するもの</p> <p>13 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4第1号から第4号に定める公益上必要な建築物</p> <p>14 前各号の建築物に附属する自動車車庫及び倉庫</p>
「位置及び区域は計画図表示のとおり」				「位置及び区域は計画図表示のとおり」			
理由 <p>区域区分の変更及び用途地域に指定にあわせ、旧名古屋空港国際線ターミナル地域を地域振興に貢献し、臨空港都市として空港と連携した地域の活力をけん引する広域交流拠点の形成と周辺地域環境に配慮した土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更するものである。</p>				理由 <p>旧名古屋空港国際線ターミナル地域を地域振興に貢献し、臨空港都市として空港と連携した地域の活力をけん引する新たな広域交流拠点の形成と周辺地域環境に配慮した土地利用の誘導を図るため、地区計画を定めるものである。</p>			